

公民館講座

問い合わせ 公民館 ☎35-0700(〒659-0068 業平町8-24)

【パソコン講座・楽しい小物作りに挑戦】名前シール・名刺・カードなどを作ります。
日時 8月18日～9月1日(全3回)毎水曜日、午前9時30分～11時30分 定員 16人
会場 市民センター217室 受講料 2,000円 申し込み 往復はがきに講座名 住所 氏名 電話番号 年齢 性別を記入し8月7日(土)までに公民館へ。

【パソコン入門講座】文字入力ができるかた対象、ワードの基本操作を学びます。
< E - 1 コース >
日時 9月6日～10月18日(全5回)毎月曜日、午前10時～11時50分 定員 16人
会場 市民センター217室 教材費 1,500円
< F - 1 コース >
日時 9月6日～10月18日(全5回)毎月曜日、午後1時～2時50分 定員 16人
会場 市民センター217室 教材費 1,500円
< E - 2 コース >
日時 9月8日～10月6日(全5回)毎水曜日、午前10時～11時50分 定員 16人
会場 市民センター217室 教材費 1,500円
< F - 2 コース >
日時 9月8日～10月6日(全5回)毎水曜日、午後1時～2時50分 定員 16人
会場 市民センター217室 教材費 1,500円
【中級のパソコン講座】中級のかたを対象、ワードの応用操作を学びます。
< E - 3 コース >
日時 9月9日～10月14日(全5回)毎水曜日、午前10時～11時50分 定員 16人
会場 市民センター217室 教材費 1,500円
< F - 3 コース >
日時 9月9日～10月14日(全5回)毎水曜日、午後1時～2時50分 定員 16人
会場 市民センター217室 教材費 1,500円
< E - 4 コース >
日時 9月10日～10月8日(全5回)毎金曜日、午前10時～11時50分 定員 16人
会場 市民センター217室 教材費 1,500円
< F - 4 コース >
日時 9月10日～10月8日(全5回)毎金曜日、午後1時～2時50分 定員 16人
会場 市民センター217室 教材費 1,500円
申し込み 往復はがきに 希望コース(第2希望があれば記入) 住所 氏名 電話番号 年齢 性別を記入し、8月18日(水)までに公民館へ。

エイジレスライフセミナー<後期>受講生募集

問い合わせ 文化振興財団 ☎31-4962

【講座3 新選組の謎シリーズ】
日時 9月2日～12月2日(全4回)第1木曜日、午後1時30分～3時 定員 100人
会場 市民センター401室 内容 文献をもとに、謎にまつまれた新選組四天王の画像に迫ります 講師 霊山歴史館学芸課長・木村幸比古氏 教材費 3,500円
【講座4 ヨーロッパ史の源流2】
日時 9月9日～12月9日(全4回)第2木曜日、午後1時30分～3時 定員 100人
会場 市民センター401室 内容 ヨーロッパ史をその原点から新しい視点により見直します 講師 神戸大学名誉教授・鈴木利章氏 教材費 3,500円
【講座5 北方ヨーロッパ絵画の16世紀「ルネサンスと宗教改革の時代」】
日時 9月10日～12月3日(全4回)第2金曜日中心、午後1時30分～3時 定員 60人
会場 市民センター218室 内容 デューラー、プリューゲルの絵画を通し時代の芸術課題や精神史を考察 講師 小磯記念美術館館長・西村規矩夫氏 教材費 3,500円
申し込み 8月4日(水)午前9時から、文化振興財団事務所(市民センター内・火曜日休館)で受付開始(午後5時まで)。先着順、定員になり次第締め切り。

テレビ広報番組ガイド

芦屋市広報番組 あしや30 min. 放送時間(30分)

芦屋市の動き	日本初、小学生チームがブルガッチ世界3位!ほか	8:00
芦屋市政キララ!	「残したい芦屋の環境 守りたい地球の環境」	11:30
広報トビックス	トライ・やるウィーク、親子ラグビー教室ほか	16:00
世界の童謡(フランス)	「オ・クラ・ドゥ・ラ・ルナ(月の明るさ)」	19:30
夏休み特集	「それ行け! 子どもたんけん隊」	22:30
イベント案内	美術館の催し「コシノヒロコンパシ」	VTRの貸出可

8月22日(日)は「J-COMプレビューデー」のため、の放送はありません。
8月28日(土)は「J-COM・生中継」のため、の放送はありません。
番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 CATV全般に関する問い合わせ ケーブルネットワーク神戸芦屋(J-COM Broadband神戸・芦屋) ☎0120-13-8160

公民館おしゃべり音楽会

日時 8月21日(土) 午後1時30分～3時
会場 ルナ・ホール
参加費 500円
出演 畑儀文(テノール)
城村奈都子(ピアノ)ほか
曲目 からたちの花 / 椰子の実 / ます日々草 / 理想の女 ほか
定員 先着600人
申し込み 当日直接会場へ
問い合わせ 公民館 ☎35-0700

女性センター写真展 愛の人 マザーテレサに出会って

愛の仕事は平和のわざ

撮影・是枝律子

期間 8月2日～30日(土・日を除く)
会場 女性センター
定員 先着600人
申し込み 当日直接会場へ
問い合わせ 女性センター ☎38-2023 (大原町2-6 ラ・モール芦屋2階)

リフレクション 山崎つる子

～地獄の沙汰も、色次第～

【関連企画】<市民企画>
テーマ Artist & Talk【山崎つる子解剖講座II】～ファッション編～
日時 8月6日(金)午後2時～3時30分
出演 話し手・山崎つる子、聞き手・おもしろプランニング
聴講 要観覧券
観覧料：一般500(400)円、大高生400(320)円 *中学生以下無料 *()内は団体料金(20人以上)
問い合わせ 美術館 ☎38-5432(伊勢町12-25)

7月10日～8月29日(午前10時～午後5時)
会場：美術博物館 ホール、第1・第2展示室
休館日：月曜日(祝日の場合は翌日の火曜日)

【関連企画】
テーマ Lecture 新発見! 小説になった「具体」
日時 8月8日(日)午後2時～3時30分
講師 評論家・横島昇氏 (機関誌「フランス・キング研究」編集委員)
聴講 要観覧券

鉄心齋コレクション2「伊勢物語と絵画」・関連講座

王朝文学に親しむ～「伊勢物語」を見る、読む、聞く～

美術博物館企画展(前期：7月10日～8月1日、後期：8月7日～29日)に関連し、物語の朗読・展示以外の映像紹介・関連音楽をお聞きいただけます。ソフトドリンクのサービスもあります。
日時 8月14日(土)午後2時～3時30分
会場 美術博物館講義室
講師 明尾圭造(美術博物館)・あおぞらドラマカンパニー
定員 50人(応募多数の場合は抽選)
参加費 1,000円(観覧料込み)
申し込み 往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、8月7日(土)<必着>までに下記へ。
問い合わせ 美術館 ☎38-5432 (〒659-0052 伊勢町12-25)



女性に対する暴力(セクハラ)にどう立ち向かうか



8月は「人権文化をすすめる県運動推進月間」です。すべての人が生まれながらに持っているかけがえない権利=人権。今回は、「女性に対する暴力」を通して人権について考えるため、人権問題に詳しい佐藤功行弁護士にご寄稿いただきました。

問い合わせ 市民参画課男女共同参画推進担当 ☎38-2023

ひとりで悩まないで!

セクハラが一番やっかいなところは、職場の人間関係などからなかなか言い出せない、警察や裁判所に訴えても結局はそこに居辛くなってしまい、賠償金をもらっても、解雇が無効であるとの判決が出て、結局は仕事を辞めざるを得なくなるという事態を受け入れられるかどうか、という問題です。
最終的には被害に遭われたかたの決断にかかっていますが、ひとりで悩んでいても解決しません。むしろ自らどんどん辛い状況に陥るばかりでしょう。自分の周りは全て敵ばかりという状態で、誰も理解してくれないという思いにとらわれます。警察や弁護士は敷居が高いかもしれませんが(実際は、決してそんなことはありませんが...)。職場の相談窓口の上司は、もともと話を聞いてくれるような人ではないかもしれません。
そんな時は、とりあえず友人や家族に相談してみるとか、女性センターに電話してみるとか、とにかく外に出て、いろんな人の意見を聞いてみてください。

相談窓口	
厚生労働省兵庫労働局雇用均等室	☎078-367-0820
兵庫県男女共同参画センター イーブン	☎078-360-8551
兵庫県弁護士会 総合法律センター	☎078-341-1717

女性センター 市民企画講座

おつきあいが楽しくなる人間関係講座

日時 9月5日(日)午後2時～3時30分 内容・講師 「より良い人間関係を築く心理学」(朝日ビジー取締役・田中希代子氏、「心が豊かになる生き方」東本願寺僧侶・川村妙慶氏 定員 先着30人 企画 ロココスタイル(希望と喜びのプロデュースを行うグループ) 申し込み はがき・電話・ファクス・Eメールで、講座名 住所 氏名 電話(ファクス)番号を明記し、女性センターへ

「コンビニ食」ってどんな食?

日時 9月11日(土)午後2時～4時 内容 小食の上手な利用法を考える 講師 消費生活アドバイザー・小山陽子氏、小川桂子氏 定員 先着20人 持ち物 筆記用具、定規 一時保育 2歳以上就学前の幼児、先着5人 企画 C・キッズ・ネットワーク(消費者教育の企画・講座を行うグループ) 申し込み はがき・電話・ファクスまたはEメールで、講座名 住所 氏名 電話(ファクス)番号 年齢 性別 (一時保育)子どもの名前・生年月日を記入し、女性センターへ
問い合わせ 女性センター ☎38-2023/FAX38-2175(〒659-0092 大原町2-6) Eメール: jousei-ce@city.ashiya.hyogo.jp

セクシユアル・ハラスメントは「暴力」です

今回のテーマは、主にセクシユアル・ハラスメント(セクハラ)に的を絞ります。
セクハラとは、相手の意に反した性的な言葉やふるまいによって、労働条件を悪化させたり、働きにくくすることを意味します。
この点について、前述の改正「男女雇用機会均等法」の指針によると、セクハラは「対面型」と「環境型」に分けられ、「対面型」というのは、女性が労働条件(賃金や職場など)について不利益を受けるもので、「環境型」というのは、就業環境が害される、要するに働きにくい雰囲気を作られるということです。
そもそもセクハラは、男性の女性に対する一方的な性的嫌がらせであって、ではなぜ「このように嫌がらせが起るのか」といえば、それは強い者が弱い者に対して「自分の性的な欲求のままに振舞うから」、この根底には男性の女性に対する支配がある。

セクハラ被害にあったらどうする?

会社に相談窓口があれば(あるはずですが...)、とりあえずその窓口相談して見るべきでしょう。それでも解決しなければ、自らの雇用問題と直結する場合は、労働基準監督署に相談してみるという手もあります。個人的に酷いセクハラにあっている場合は警察に相談すべきです。職場での人間関係のしがらみで言い出せない場合であっても、被害を申告したからといって解雇されることはありません。弁護士に相談して会社を訴えるということもできます。

被害を訴えたら どうなる?

警察に訴えたら、セクハラの場合は、強姦(2年以上の懲役)、強制わいせつ(6カ月以上の懲役)で加害者は処罰されることになるかもしれませんが。会社を訴えたら、損害賠償が認められるでしょう。
解雇されてしまっても、従業員としての地位の保全をすることができますし、その間の賃金の支払いを請求することもできます。

女性センター相談日

【相談予約 ☎38-2022】
専門の相談員が相談に応じます
女性の悩み相談<要予約>
日時 毎週金曜日午後1時～4時
内容 夫婦・家族関係、心の悩み等暴力(DV)に関する相談<要予約>
日時 毎月第1水曜日午後1時～4時
内容 夫や親しい関係にある男性からの暴力(DV)
少なくなると相談窓口には、女性担当者を置き、その担当者には十分な権限を持たせようということが必要でしよう。できれば外部の人間を相談員に登用するのが望ましいです。

会社(事業主)はどうすべきか?

前述の改正「雇用機会均等法」は、会社(事業主)に対して「セクハラは許さない」という会社の方針を明確にするにとともに、これを従業員全員に周知徹底させることを求めています。さらに会社(事業主)は、セクハラを未然に防止し、問題を早期に解決できるように、相談窓口を設置しなければなりません。
この点については、会社(事業主)は、まだまだおさなりの研修や形だけの相談窓口を設置しているにとどまっているのが現状です。

女性に対する暴力

近年、女性に対する暴力をなくそうとする動きが、日本においても急速に高まっています。
平成九年六月に「男女雇用機会均等法」が改正されるに伴い、同法二十一條において、事業者に対するセクハラ防止配慮義務が規定され、平成十二年五月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定され、さらに平成十三年四月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。これら女性に対する暴力を社会全体の問題として取り組む動きは、アメリカにおいてはすでに一九七〇年代からあったのですが、それが日本においては二十年以上遅れて

出てきたというわけですが、一九九五平成七年に国連が北京で主催した「世界女性会議」において、女性に対する暴力撤廃の宣言がなされ、それが日本政府を動かしたというのがその背景にあります。
また、女性の社会進出のめざましさに加え、少子・高齢化、労働人口の減少によって、男女の人口における地位の不平等を是正しなければ、国の経済そのものが立ち行かなくなる状況に陥ったことも、大いに関係しています。
「女性に対する暴力」という場合、それは当然、女性被害者、男性が

これってセクハラ?

具体的何かがセクハラであって何がそうでないのか、どこまでが許されてどこからが許されないのか、というのはよく議論されることです。
セクハラとは「相手の意に反した」性的な言葉やふるまいであって、女性が「嫌だ」と思えばそれはセクハラです。このように言うことで、男性からは「だったら女性の気持ち次第でどんなものでもセクハラになってしまう」という反論が聞こえてきそうです。裁判になれば、最終的には「社会通念」によって裁判官が判断することになります。しかし、反論したくなる男性は「嫌です」と主張する女性の立場や気持ちを本心に考えたことがあるのか、自ら反省してみる必要があるでしょう。
男女の「性」=「セックス」に対する感じ方や思いには、相当の隔りがあると思います。それが社会において、男性の感じ方や思いに一方的に偏ってきたという現実を見つめなおす、というのが、まさにセクハラという言葉の真の意味です。